



平成18年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 松 風
代表者名 取締役社長 太 田 勝 也
(コード番号 7 9 7 9 大証第2部)
問合せ先 総務部長 長畑喜代志
(TEL 075-561-1914)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第134回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）並びに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものであります。
 - ① 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第18条（参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。
 - ② 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録によるその承認を行うことができるよう、変更案第24条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - ③ 剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
 - ④ 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。
- (2) 「電子公告制度導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、電子公告制度の導入が可能となりました。公告内容の周知性の向上と合理化を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月28日(水)
定款変更の効力発生日	平成18年6月28日(水)

以 上

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) <u>医療用具</u> 、医薬部外品並びに医薬品の製造及び輸出、輸入並びに販売	(1) <u>医療機器</u> 、医薬部外品並びに医薬品の製造及び輸出、輸入並びに販売
(2) (記載省略)	(2) (現行どおり)
(3) <u>動物用医療用具</u> の製造及び輸出、輸入並びに販売	(3) <u>動物用医療機器</u> の製造及び輸出、輸入並びに販売
(4) (記載省略)	(4) (現行どおり)
(5) コンピューターを用いた <u>歯科用機械器具</u> 、 <u>医療用機器</u> 、 <u>動物用医療用具</u> 、玩具の開発及び販売	(5) コンピューターを用いた <u>医療機器</u> 、 <u>動物用医療機器</u> 、玩具の開発及び販売
(6)～(11) (記載省略)	(6)～(11) (現行どおり)
(新 設)	<u>(機関の設置)</u>
(公告の方法)	<u>第 4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>
第 4条 当社の <u>公告</u> は、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告の方法)
第 2 章 株 式	第 5条 当社の <u>公告方法</u> は、 <u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u>
(会社が発行する株式の総数)	第 2 章 株 式
第 5条 当社が <u>発行する株式の総数</u> は6,400万株とする。	(発行可能株式総数)
(新 設)	第 6条 当社の <u>発行可能株式総数</u> は6,400万株とする。
<u>(自己株式の取得)</u>	<u>(株券の発行)</u>
第 6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、 <u>取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	第 7条 当社は、 <u>その株式に係る株券を発行する。</u>
(1単元の株式の数)	(削 除)
第 7条 当社の <u>1単元の株式の数</u> は100株とする。	(単元株式数)
第 8条 当社の <u>単元株式数</u> は100株とする。	第 8条 当社の <u>単元株式数</u> は100株とする。

現行定款	変更案
<p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u></p> <p>(株券の種類)</p> <p>第9条 <u>当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 <u>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第12条 <u>単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使できる株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者をもって、</u></p>	<p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 <u>当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第12条 <u>単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を請求することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>その権利を行使することのできる株主又は登録質権者とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(新 設)</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、<u>毎営業年度終了後3カ月以内に招集する。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要があるときは、臨時株主総会を招集する。</u></p> <p>(招集者)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集する。</u></p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(議 長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2. <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。</u></p>	<p>(<u>単元未満株主の権利</u>)</p> <p>第13条 <u>当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>法令により定款をもってしても制限することができない権利</u></p> <p>(2) <u>株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(3) <u>単元未満株式買増請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第14条 当会社は、<u>毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(<u>招集権者及び議長</u>)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当社の<u>他の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は代理権を証する書面を、総会ごとに当社へ提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) 第19条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名押印する。 2. 株主総会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第20条 当社の取締役は13名以内とする。</p> <p>(選任の方法) 第21条 取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。</u> 2. <u>前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期) 第22条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の<u>招集の通知</u>は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、<u>取締役全員及び監査役全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示) 第18条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、当社へ提出しなければならない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第20条 当社の取締役は、<u>13名以内とする。</u></p> <p>(選任の方法) 第21条 取締役の選任は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。</u> 2. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の<u>招集通知</u>は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、<u>取締役及び監査役の全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>開催する</u>ことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第24条 (記載省略)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役の選任)</p> <p>第25条 取締役会はその決議により、取締役会長・取締役副会長・取締役社長・取締役副社長・専務取締役及び常務取締役を選任することができる。</p> <p>2. 取締役社長は代表取締役とする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>2. 前項の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものとする。</p> <p>第27条 (記載省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条 (記載省略)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役補欠者)</p> <p>第31条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ定時株主総会において監査役補欠者を選任することができる。</p> <p>2. 監査役補欠者は、総株主の議決権の3分の1以上を有</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役の選任)</p> <p>第26条 取締役会は、<u>その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができる。</u></p> <p>2. 取締役社長は、<u>代表取締役とする。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>2. 前項の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものとする。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第30条 監査役の選任は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。</p> <p>3. 前項により選任された監査役補欠者の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p>4. 監査役補欠者が、監査役に就任した場合の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会は監査役全員の同意があるときは、<u>招集手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第34条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役は、その互選により、常勤の監査役を定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主配当金)</p> <p>第37条 株主配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。)を行うことができ</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>る。</u></p> <p>(<u>配当金等の除斥期間</u>)</p> <p>第39条 <u>株主配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3カ年を経過しても受領されないときは、当社は支払義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p>第7条 (1単元の株式の数) の変更は、平成18年2月1日より<u>施行する。</u></p>	<p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第39条 <u>期末配当金及び中間配当金が、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</u></p> <p>(削 除)</p>

以 上